過齢未就学児・者の就学の道が拓けそう

先日、重症児関係の主に親たちの東北ブロック大会に顔を出した折、確認された大会スローガンの一つに「岩手県、山形県に続き、東北全県で　就学猶予・免除者への教育の機会を」があった。

昭和４０年代は、就学できるような子どもは重症児ではないと云われ、重症児施設に入所するには、無理矢理に就学猶予・免除願いを親が出さされたケースが少なからずあった。
自分も昭和４０年代後半にこうした行政の無理解に憤りながらも、ある過齢児の就学問題に取り組んだことがある（「Ｋ子のこと」: HP「雑学 BN」のレポート関係（Ｉ）、1971. 参照）。

昭和５４年度からのいわゆる養護学校義務化により、学齢期の重症児の教育権が保障され、その後、養護学校高等部への進学の道も拓かれ、現在に至っている。
だが、昭和５４年時点で学齢期を過ぎ、就学猶予・免除児・者はその後も未就学な状態が続いてきた。
東北では岩手、山形が、そうした未就学者問題に取り組み実施し出したことから、他県の親としての願いが、会としてのこのスローガンになったと思う。
時代が進み重症児の教育環境も整ってきただけに、教育権の復権への道が拓けそうなことは喜ばしい。

ふと思うのだが、法文上は、我が子に義務教育を受けさせる親としての義務の猶予・免除手続きをすると解釈される。
では、担当医師の「施設隣接の養護学校への通学、または施設への訪問教育で就学は可能」との意見書を添えて、親が猶予・免除の取り消し手続きをしたら、各教育委員会はどう対応するのだろうか？
学校教育法施行規則には、就学猶予・免除を取り消した親の子どもは就学できることが記されている。
現に実施している教委もあるのだから、法律上の逃げ口実は許されないと思うのだが…。

親の会としての要望と平行して、親たちも各教委の方針転換を待つのでなく、こうした個々の親の願いの声が教委に届くように行動することも必要な気がする。
また、障害者自立支援法絡みで後見人になった親は多いが、障害児・者の権利を保護・代行する後見人として、財産管理だけでなく、未就学問題をどう考え、どう取り組もうとするのかも問われるような気がする。

各県の「加齢未就学者問題」の取り組みの情報、また、この問題へのご意見をお聞かせください。

阿部幸泰　　（2008 年 9 月 11 日　記）